おいしい！を明日のちからに

albis

第59回 定時株主総会
招 集 ご 通 知

日時 2026年6月19日（金曜日）
午後2時（午後1時受付開始）

会場 ＡＮＡクラウンプラザホテル富山
3階「鳳」の間
富山県富山市大手町2番3号

議決権行使期限 | **2026年6月18日（木曜日）午後5時30分**

本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。

株主総会終了後、当社の活動・商品等をご紹介させていただく説明会を開催いたします。ご都合のつく株主の皆様はぜひご参加ください。

ご出席株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知
株主総会参考書類
招集ご通知添付書類
- 事業報告
- 連結計算書類
- 監査報告

株主総会会場ご案内図

アルビス株式会社
証券コード　7475

トップメッセージ

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第59回定時株主総会を2026年６月19日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。当社グループの事業の概況と課題および株主総会の議案について記載しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

当社を取り巻く環境は、賃金上昇が消費の下支えとなるものの、中東情勢の緊迫化による原材料価格への影響に加え、人手不足による人件費の高騰、ディスカウント業態やドラッグストアとの競争拡大など、依然として厳しい状況が続いております。

当社グループは、地域から必要とされる企業を目指し、2024年度よりスタートした「第四次中期経営計画」では、「私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす」の経営方針のもと、５つの重点施策に取り組み、お客様ニーズに迅速かつ効果的に対応しております。地域の食のライフラインを支える企業として、経済価値と社会価値の両立を通じて、企業価値の向上と持続的な成長の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以　上

代表取締役社長
池田　和男

企業理念

✱ 食を通じて　地域の皆様の健康で豊かな生活（くらし）に貢献します

食べることは「こころ」をあたたかくします。食べることの楽しみや喜びを通じて健康で豊かな地域社会の実現に貢献していきます。

経営理念

✱ より新鮮で　より美味しく　安全な商品をお値打ち価格でお届けします

日々の生活の中で欠かすことのできない「食」。新鮮で美味しく、安全・安心な食材をお客様の期待を裏切ることのない品質と価格でご提供できるよう私たちは努力します。

第四次中期経営計画の進捗

＜５つの重点施策と取組状況＞

お客さまを笑顔にする商品の提供

- 惣菜・海産部門での差別化となる独自商品の開発強化
- 産地と連携した商品調達の推進
- 即食・簡便ニーズに対応する冷凍食品の充実
- 節約志向にお応えする「食卓応援企画」の継続実施

お弁当・お惣菜大賞
2026優秀賞受賞

お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり

- ２つのショッピングセンターをそれぞれ「大広田店（旧ルミネス店）」、「太閤山店（旧パスコ店）」として建替えオープン
- 街なか戦略店舗「アルビスくらすSOGAWA」オープン
- 自治体の子育て応援企画と連携した割引サービス企画『ハピマル』開始
- 公式ECサイト「albisオンラインショップ」を開設

働きがい、やりがいを感じられる店づくり

- 賃金改定と福利厚生制度の見直し
- 技術習得状況に応じてパート社員が早期に昇給できる人事評価制度への見直し
- 女性活躍推進を実現する教育支援体制の充実
- 健康経営の推進（健康経営優良法人2026（大規模法人部門）に認定）

2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

中期経営方針

『私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす』

持続的な成長に向けた業務基盤の強化

- 店舗作業の標準化の推進
- サイバーセキュリティリスクへの対策強化
- 品揃えの安定化や作業の効率化に向け海産プロセスセンターの稼働

事業を通じた地域社会の課題解決

- 能登半島地震復興応援企画による売上金の一部を被災地のこども食堂へ寄付
- 石川県野々市市と包括連携協定の締結
- 地域と連携したフードドライブの取組み強化
- 太陽光パネルの設置拡大によるGHG排出量の削減

今後の成長につなげる 店舗戦略 ～地域ショッピングセンターの建替え～

1990年代前後に当社が中心となり開業した協同組合型の地域ショッピングセンターが、建物の老朽化や市場・競争環境の激化でショッピングセンターとしての経営が困難な状況となったことから、優位な立地条件を活かし新たな商業集積への建替えを積極的に推進しています。当社店舗のほか、人気のある専門店や飲食店などを誘致し、多様化する顧客ニーズに応える買い物の場を創出しています。また、地域のコミュニティ拠点としての機能強化を図り、各地域の生活サービス機能の充実や活性化に貢献しています。

TAIKOYAMA ショッピングタウン

2025年10月オープン
太閤山ショッピングタウン
太閤山店（旧パスコ店）

当社店舗のほか、飲食店、銀行、ダイソーなど複数テナントが出店。店内には、多目的スペース「MEETY（ミーティー）」を開設。

E*town Enjoy your Everyday

2025年５月オープン
イータウン大広田
大広田店（旧ルミネス店）

当社店舗のほか、無印良品、ワークマン、ダイソーなどの人気テナントが出店し、広域からの集客を狙う。

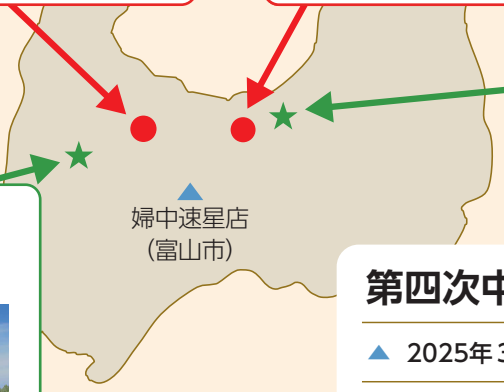

2026年秋オープン予定
ミューズ店（予定）

2026年秋オープン予定
福岡駅前店（旧タピス店）

第四次中期経営計画期間中

- ▲ 2025年３月期：１店舗
- ● 2026年３月期：２店舗
- ★ 2027年３月期：２店舗（予定）

5店舗

証券コード　7475
2026年５月29日
（電子提供措置の開始日　2026年５月27日）

株　主　各　位

富山県射水市流通センター水戸田
三丁目４番地
アルビス株式会社
代表取締役社長　池　田　和　男

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。なお、当社は本株主総会前の2026年６月17日（水曜日）に第59期有価証券報告書を開示する予定ですので、あわせてご覧ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の後記のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp）**において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2026年６月18日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日　　時　**2026年６月19日（金曜日）午後２時**（午後１時受付開始）

2. 場　　所　富山県富山市大手町２番３号
ANAクラウンプラザホテル富山　３階「鳳」の間

3. 目的事項

報告事項
1. 第59期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　**剰余金処分の件**
第２号議案　**取締役６名選任の件**
第３号議案　**監査役１名選任の件**

4. 招集にあたっての決定事項

(1) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記事項を除いております。従いまして、当該書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告の「会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況)」

②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

(2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示のない場合、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎電子提供措置事項の掲載ウェブサイト

電子提供措置事項につきましては、下記ウェブサイトに掲載しております。

[当社ウェブサイト]

https://www.albis.co.jp/ir/release.html

（ファイル名「第59回定時株主総会招集ご通知」を選択してご確認ください。）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（「銘柄名（会社名)」に「アルビス」または、「コード」に当社証券コード「7475」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択してご確認ください。）

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年６月19日（金曜日）
午後２時（受付開始：午後１時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年６月18日（木曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月18日（木曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

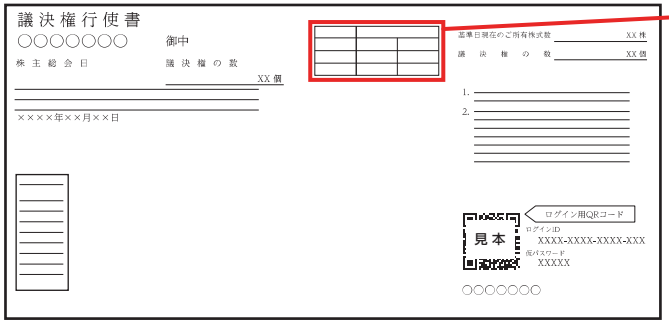

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・３号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2026年６月18日（木曜日）
午後５時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

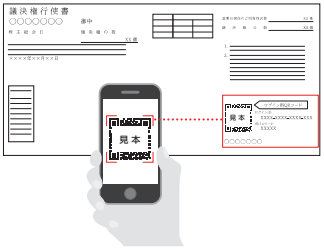

※議決権行使書用紙はイメージです。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

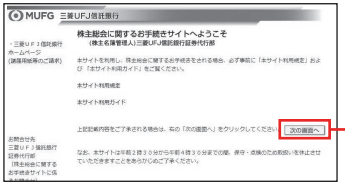

「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力してください。

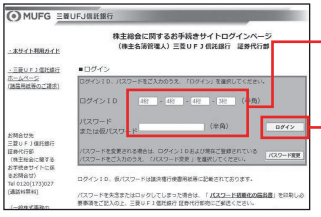

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

午前２時30分から午前４時30分はご利用いただけません。
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームから電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

【議案及び参考事項】

第１号議案　**剰余金処分の件**

第59期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
   金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金35円といたしたいと存じます。
   なお、この場合の配当総額は292,435,815円となります。
   これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は１株につき70円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2026年６月22日（月曜日）といたしたいと存じます。

第２号議案　**取締役６名選任の件**

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役１名を増員することとし、社外取締役２名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、加世多達也氏、松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	池田　和男（いけだ　かずお）	代表取締役社長 営業本部長	再任
2	上野　弘樹（うえの　ひろき）	取締役常務執行役員 製造本部長 兼品質保証部長	再任
3	藤井　秀亮（ふじい　ひであき）	常務執行役員 管理本部長 兼財務経理部長兼開発部長	新任
4	日笠　亮（ひがさ　りょう）	執行役員 営業本部副本部長 兼営業企画部長	新任
5	加世多　達也（かせだ　たつや）	取締役	再任　社外　独立
6	松村　篤樹（まつむら　あつき）	取締役	再任　社外　独立

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	再任 池田（いけだ）和男（かずお） (1961年７月16日生)	2003年４月　当社入社 当社執行役員 2006年６月　当社取締役 2009年10月　当社商品本部長 兼スーパーマーケット事業本部長 2010年４月　当社スーパーマーケット事業本部長 2010年10月　当社営業本部長 2011年４月　当社常務取締役 2012年４月　当社管理本部長 2015年４月　当社営業本部長 2017年４月　当社専務取締役 2018年５月　当社代表取締役社長 2026年４月　当社代表取締役社長営業本部長（現任） 【重要な兼職の状況】 ㈱北陸シジシー取締役 ㈱アピア代表取締役	86,904株
	［取締役候補者とした理由］ 池田和男氏は、代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、中長期ビジョンや中期経営計画を策定し、強力なリーダーシップにより事業を牽引しております。これらの実績に加え、過去、営業部門、経営企画部門及び管理部門の各部門での業務に携わったことにより、現場に精通した豊富な経験と幅広い知識を有していることを踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重　要　な　兼　職　の　状　況)</th><th>所有する当社
株　式　の　数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>再任
上野　弘樹
(1959年７月30日生)</td><td>1982年４月　丸大食品㈱入社
2007年４月　同社品質保証部長
2019年４月　同社品質保証部顧問
2019年12月　当社入社
2020年４月　㈱アルデジャパン代表取締役社長
2020年10月　当社執行役員
2021年４月　当社製造本部長
2021年６月　当社取締役執行役員製造本部長
2025年４月　当社取締役常務執行役員製造本部長
2026年４月　当社取締役常務執行役員製造本部長兼品質保証部長（現任）
【重要な兼職の状況】
A&S㈱取締役</td><td>2,085株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［取締役候補者とした理由］
上野弘樹氏は、丸大食品㈱での食品製造・品質保証分野の業務を通じて豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、当社入社後は㈱アルデジャパン代表取締役社長として同社を統括するなど要職を歴任し、取締役として求められる能力を有しております。これらにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>新任
藤井秀亮
(1975年２月17日生)</td><td>1999年４月　日立造船㈱（現カナデビア㈱）入社
2005年４月　ネクストウェア㈱入社
2015年７月　㈱中村超硬入社
2018年６月　同社取締役社長室長兼管理本部副本部長
2020年10月　同社取締役管理本部長
2023年１月　当社入社
2024年４月　当社執行役員管理本部長兼人事部長
2025年４月　当社執行役員管理本部長兼人事部長兼財務経理部長兼開発部長
2026年４月　当社常務執行役員管理本部長兼財務経理部長兼開発部長（現任）
【重要な兼職の状況】
A＆S㈱取締役
㈱アピア取締役</td><td>505株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［取締役候補者とした理由］
藤井秀亮氏は、多くの上場企業での人事・総務・財務分野の管理業務を通じて、当社の取締役として必要な豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、当社入社後も、管理本部長として当社の人事・総務・財務業務を統括し、当社グループ全体のガバナンス向上に貢献しております。これらにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	新任 日笠（ひがさ）　亮（りょう） (1973年４月７日生)	1997年４月　三菱商事㈱入社 2005年６月　伯国三菱商事会社 2011年４月　三菱商事㈱飼料畜産ユニット 2016年６月　㈱ライフコーポレーション営業統括本部担当部長 2018年４月　三菱商事㈱生活産業グループ食品リテイル部 2019年２月　富士シティオ㈱取締役営業本部長 2021年３月　三菱商事㈱コンシューマー産業グループ食品リテイル部 2022年６月　三菱商事㈱九州支社食品・コンシューマー産業部長 2025年４月　㈱MCデータプラス（現エムシーディースリー㈱）ビジネス推進部長 2026年５月　当社入社 執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長（現任）	ー株
	［取締役候補者とした理由］ 日笠亮氏は、三菱商事㈱における業務及び㈱ライフコーポレーション等での業務を通じて、小売業界に対する豊富な経験と深い知見を有しております。また、エムシーディースリー㈱での業務を通じて、営業企画・販促事業やデジタルマーケティング分野に関する幅広い知識を有しております。当社入社後も、同氏の経験等を生かし、営業企画部長として、当社の持続的成長と企業価値向上に取り組んでおり、当社グループの重要事項の決定及び経営執行に適切な人材として、新たに取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	再任　社外　独立 加世多（かせだ）　達也（たつや） (1952年２月10日生)	1975年４月　㈱北陸銀行入行 2004年６月　同行執行役員経営管理部長 2005年６月　同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長 2008年６月　同行常務執行役員 石川地区事業部本部長 2009年６月　同行取締役常務執行役員 石川地区事業部本部長 2010年６月　同行取締役専務執行役員 石川地区事業部本部長 2013年６月　同行取締役専務執行役員 2014年６月　堤地所㈱代表取締役社長 2019年６月　当社社外取締役（現任）	－株
	［社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要］ 加世多達也氏は、㈱北陸銀行にて取締役専務執行役員、堤地所㈱にて代表取締役社長を歴任し、会社経営に関与しておりました。現在、両職とも退任しておりますが、これまでの経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行っているほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、当社の持続的な成長に貢献していただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	再任 社外 独立 松村 篤樹 (1949年11月７日生)	1974年11月　監査法人八重洲事務所（現八重洲監査法人）入所 1980年９月　松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設 1982年11月　監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年11月　あおぞら経営㈱代表取締役（現任） あおぞら経営税理士法人代表社員（現任） 2020年６月　当社社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 あおぞら経営㈱代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス㈱社外取締役監査等委員 北陸監査法人代表社員	－株
	［社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要］ 松村篤樹氏は、あおぞら経営㈱の代表取締役として経営に携わっており、また、公認会計士・税理士として、税務、財務及び会計に関する見識を有しております。経営者としての豊富な経験や専門家としての見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行っているほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、当社の持続的な成長に貢献していただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）1.　加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。
2.　各候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
3.　社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 独立役員について
当社は、加世多達也氏及び松村篤樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
(2) 責任限定契約について
当社と加世多達也氏及び松村篤樹氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める金額とし、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
(3) 在任年数について
社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって加世多達也氏が７年、松村篤樹氏が６年となります。

第３号議案　**監査役１名選任の件**

監査役樋尾亜佐子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて同氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
再任　社外 樋尾（ひお）　亜佐子（あさこ） (1970年８月13日生)	1993年４月　三菱商事㈱入社 2002年４月　㈱旺文社教育情報事業部新規開発担当プロデューサー 2004年10月　三菱商事㈱新機能事業グループソーシャルケア事業部 2006年４月　同社メディア・コマース事業部 2010年６月　㈱ディーライツ　新規事業部長 2014年10月　三菱商事㈱生活産業グループ食品リテイル部マネージャー 2022年４月　同社コンシューマー産業グループリテイル本部地域リテイルネットワークプロジェクト兼マーケティングDXタスクフォース　マネージャー 2022年６月　当社監査役（現任） 2024年11月　三菱商事㈱北海道支社食品産業・S.L.C.グループリーダー（現任） 【重要な兼職の状況】 三菱商事㈱北海道支社食品産業・S.L.C.グループリーダー	－株

［社外監査役候補者とした理由］

樋尾亜佐子氏は、販促事業やデジタルマーケティングの業務を通じて豊富な経験と幅広い知識を有しております。また三菱商事㈱より複数の会社に出向した経験から、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

（注）1.　候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.　候補者は社外監査役候補者でありますが、候補者が兼職している三菱商事㈱は、当社の主要株主であります。
3.　社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
（１）責任限定契約について
当社と同氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める金額とし、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
（２）在任年数について
社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

以　上

【別表　取締役候補者及び監査役（監査役候補者を含む）のスキルマトリクス】

氏　　名	選任された場合の役職予定	事業経営	業界知見	デジタル・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	食品製造・品質管理
池　田　和　男	代表取締役社長	○	○	○			
上　野　弘　樹	取締役常務執行役員		○			○	○
藤　井　秀　亮	取締役常務執行役員	○			○	○	
日　笠　　亮	取締役執行役員		○	○			
加世多　達　也	取締役	○			○	○	
松　村　篤　樹	取締役	○			○	○	
竹　内　公　彦	常勤監査役		○			○	
山　口　敏　彦	監査役					○	
樋　尾　亜佐子	監査役		○	○	○		

* 各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの/当社事業との関連性が強いものを最大３個記載しております。

事　業　報　告

（2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の継続的な拡大等により景気は緩やかな回復基調にありますが、原材料・電気料金の高留まりや物価上昇に伴う消費支出が低迷しており、加えて中東情勢の緊迫化や米国の対外政策による供給・物流面の不安定化が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、名目賃金は継続的な増加傾向が見られるものの、これを上回る物価上昇により、生活防衛的な節約志向はますます強まっており、業種業態を超えた競争激化や原材料価格の高騰、電気料の高留まり等、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは「食を通じて地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します」の企業理念のもと、第四次中期経営計画（第58期～第60期）を進めております。

第四次中期経営計画では「私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす」を経営方針とし、「お客さまを笑顔にする商品の提供」「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」「事業を通じた地域社会の課題解決」の５つを重点課題として、以下の施策に取り組んでまいりました。

「お客さまを笑顔にする商品の提供」については、多様化するお客さまニーズに応えるため、健康志向・簡便即食商品を拡充するとともに、節約志向に応えるPB商品の拡大や300品目をお値打ち価格で提供する食卓応援企画などを継続して実施いたしました。また、2025年６月より、各自治体の子育て応援企画と連携した施策「ハピマル」として、毎週土・日曜日にお買い物金額から５％を割り引くサービスを行っております。

「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」については、店舗運営の標準化により顧客満足度の向上を図るとともに、最新MDを基調とした店舗改装を順次実行しており

ます。また、お客さまのライフスタイルの変化や多様なニーズに応えるため、当社の基本的な営業時間の見直しを行うとともに、2025年８月には、公式ECサイト「albisオンラインショップ」を開設いたしました。店舗投資については、2025年８月に小商圏戦略店舗の富山県内一号店となる「アルビスくらすSOGAWA」（富山県富山市）を新規オープンいたしました。また、建替え新店として、「大広田店」（旧ルミネス店　富山県富山市）、「太閤山店」（旧パスコ店　富山県射水市）をオープンし、「杜の里店」（石川県金沢市）、「丸の内店」（富山県高岡市）を「アルビスくらす」として改装オープンするほか、「呉羽本郷店」（富山県富山市）の改装を実施いたしました。

「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」については、新入社員から経営幹部までの各階層に応じた研修を実施するとともに、DX人材や女性管理職育成に向けた教育プログラムを実施いたしました。また、従業員が健康でやりがいを感じながら働ける職場環境の実現を目指し、賃金改定に加え、福利厚生制度の見直しを実施するとともに、パート社員については評価制度を見直し、業務遂行レベルに応じて短期で昇給できる制度を導入いたしました。なお、当社は、従業員の健康保持・増進に向けた健康経営の推進を最も重要な取り組みと位置付けており、この度、健康経営優良法人2026に認定されております。

「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」については、店舗運営の標準化や電子棚札（ESL）の導入等により店舗生産性の向上を図るとともに、プロセスセンターにおいては継続的な原価改善と品質向上に努めております。また、2025年11月に海産プロセスセンターを新たに稼働しており、同センターではお客さまのニーズの高い魚惣菜の製造や魚の一次加工等を行い、店舗での品揃えの安定や店舗作業の効率化に取り組んでおります。

「事業を通じた地域社会の課題解決」については、地域社会における食品スーパーマーケットの重要性が高まっていることを踏まえ、地域行政との連携を強化し、課題解決に取り組んでおります。2026年２月に、石川県野々市市と、健康増進・子育て支援・防災、安心・安全なまちづくりなど６分野について包括連携協定を締結いたしました。また、リレーフードドライブ活動の実施や無人フードドライブボックスの設置などを通じて、地域課題である食品ロス削減や子ども食堂への食材の提供に継続して取り組んでいるほか、お買い物支援と地域の見守りに取り組む「移動スーパー」を2026年３月末現在24台で運行しております。

2050年の脱炭素社会実現の一環として、温室効果ガス（GHG）の測定のほか、SDGs目標達成へ向けた環境保全への活動を「albis Green Action」と総称し取り組んでおり、店舗では、トレー・ペットボトル回収などのリサイクル活動に加え、再生可能エネルギーの導入を推進しており、2026年３月末時点で23店舗とプロセスセンターに太陽光パネルを設置するとともに、食品廃棄量の削減に向け、消滅型の生ごみ処理機（10店舗）や循環型の生ごみ処理機（４店舗）を導入するなど、サステナブルな生活提案と環境負荷低減

を推進しております。
　以上の結果、当連結会計年度は、建替え新店（２店舗）周辺の既存店舗での影響や建替えのため一時閉店したタピス店の影響はあったものの、前期新店（１店舗）の通期化や建替え新店の効果により、営業収益100,952百万円（前年同期比2.8％増）となりました。利益面では、競争対応による粗利率の低下や急激な相場変動等の影響はあったものの、高利益商品やPB商品等の販売拡大とプロセスセンターの原価改善により、売上総利益率は前期と同水準となりました。また、賃金増など人的資本への投資に加え、店舗投資に係る減価償却費が増加した影響等により、営業利益2,155百万円（前年同期比4.5％増）、経常利益2,417百万円（前年同期比7.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,324百万円（前年同期比18.3％減）となりました。

②　設備投資の状況
　当連結会計年度に実施した設備投資の総額は6,366百万円であります。その主なものは、海産プロセスセンターの新設、アルビスくらすSOGAWAの新規出店、大広田店（旧ルミネス店）及び太閤山店（旧パスコ店）の建替え、既存店３店舗の改装等によるものであります。

③　資金調達の状況
　当連結会計年度において長期借入金8,000百万円を調達し、主に海産プロセスセンターの新設、出店、店舗の改装等に充てております。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　当社非連結子会社の㈱パスコと当社は、2025年10月１日付で当社を存続会社、㈱パスコを消滅会社とする吸収合併を行っております。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
　当社は、2025年６月30日付で㈱アピアの株式1,000株を100百万円で追加取得し、当社の非連結子会社といたしました。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 56 期 (2023年３月期)	第 57 期 (2024年３月期)	第 58 期 (2025年３月期)	第 59 期 (2026年３月期) (当連結会計年度)
営　業　収　益 (百万円)	94,593	97,798	98,185	100,952
経　常　利　益 (百万円)	2,455	2,671	2,605	2,417
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,684	1,545	1,622	1,324
１株当たり当期純利益	192円50銭	178円52銭	187円67銭	157円74銭
総　資　産 (百万円)	48,004	49,644	52,890	58,548
純　資　産 (百万円)	30,569	31,446	32,322	32,984
１株当たり純資産額	3,494円36銭	3,635円08銭	3,768円75銭	3,947円71銭

(注) 1. 営業収益は、売上高と不動産賃貸収入の合計額です。
2. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しており、また期中平均発行済株式数については自己株式数を控除して算出しております。

■営業収益

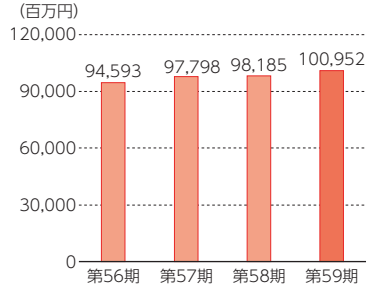

■経常利益

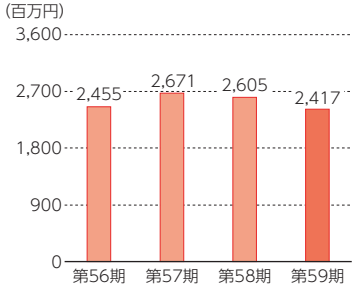

■親会社株主に帰属する当期純利益

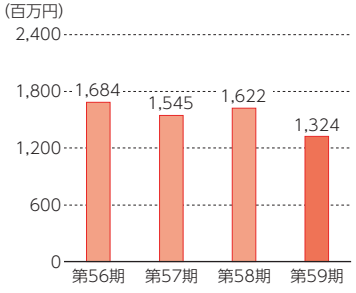

■１株当たり当期純利益

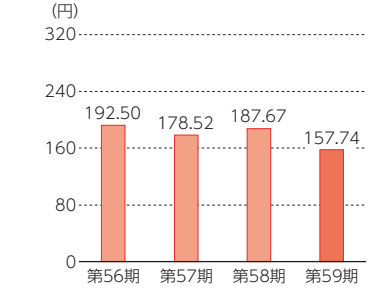

■総資産／純資産

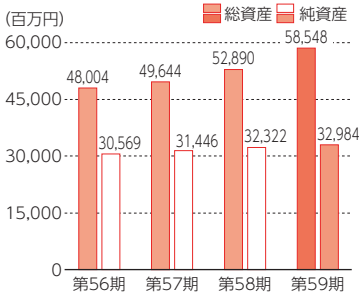

■１株当たり純資産額

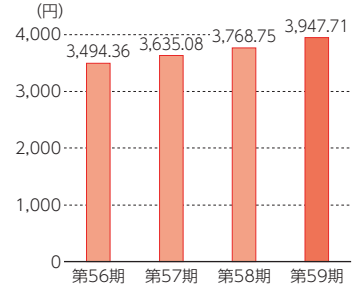

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱アルデジャパン	50百万円	100%	惣菜品の製造、精肉加工及び海産物加工、豆腐商品類の製造
アルビスクリーンサポート㈱	10百万円	100%	リサイクル及びグループ内の各種業務受託

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、インバウンド需要の回復が継続して見込まれる一方、中東情勢を背景としたエネルギー・原材料価格の高騰に伴い、国内の需要動向や企業収益に対する下方圧力が高まっており、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

食品小売業界におきましても、継続する物価高の影響から消費者の節約志向はさらに強まっていくことが想定されます。これに加えて、業種業態を超えた競争の激化や人件費・物流費をはじめ各種コストの上昇が見込まれるなど、依然として厳しい経営環境が続く見通しです。

このような状況の中、当社グループは、「第四次中期経営計画」の最終年度を迎え、中期経営方針「私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす」の実現に向けて、重点施策である「お客さまを笑顔にする商品の提供」「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」「事業を通じた地域社会の課題解決」の取り組みをさらに加速させてまいります。

「お客さまを笑顔にする商品の提供」については、お客さまに満足していただけるような商品の開発に注力するほか、デジタルマーケティングを通じた新たなファンづくり施策等により顧客接点の拡大を図ります。「お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり」については、サービスレベルをさらに向上させるとともに、より快適なお買い物ができるお店づくりを目指し、店舗改装に対し積極的な投資を行ってまいります。「働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現」については、従業員が長く安心して働き、より成長できる環境の構築に向け、人事制度の見直しを継続いたします。「持続的な成長に向けた業務基盤の強化」については、店舗オペレーションの標準化と効率化を推進するとともに、海産プロセスセン

ターの稼働により、更なる生産性の向上に取り組んでまいります。「事業を通じた地域社会の課題解決」については、地域社会との関係づくりを通じて、アルビスのブランド価値向上とアルビスファンの拡大を図ります。

翌期の新店につきましては、2026年秋に「福岡駅前店（旧タピス店）」（富山県高岡市）の建替えオープンを予定しております。

当社グループは、今後もお客様との信頼を大切にして誠実な企業を目指すとともに、これらの課題に取り組み、企業価値を向上させてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社２社及び非連結子会社４社により構成されています。

当社は、食品スーパーマーケットを主な事業としております。

連結子会社㈱アルデジャパンは惣菜品の製造、精肉加工及び海産物加工、豆腐商品類の製造を行っております。また、連結子会社アルビスクリーンサポート㈱は、リサイクル及びグループ内の各種業務を受託しており、いずれも食品スーパーマーケットを補完する事業として位置付けております。

(6) 主要な営業所及び工場（2026年３月31日現在）

当　　社	本　　社	富山県射水市
	物流センター	同上
	食品スーパーマーケット	富山県　38店舗　石川県　20店舗 福井県　６店舗　岐阜県　２店舗 愛知県　２店舗 計68店舗
㈱アルデジャパン	惣菜製造工場 精肉加工工場 海産加工工場 豆腐製造工場	富山県射水市
アルビスクリーンサポート㈱	本　　社	富山県射水市

（注）　入善店は、2026年３月31日付で閉店いたしました。

(7) 使用人の状況（2026年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,026名	35名増

（注） 使用人数は、就業人員で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー2,417名（１日８時間勤務換算による）が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
954名	23名増	39.9歳	10.4年

（注） 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー2,299名（１日８時間勤務換算による）が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	5,402百万円
株式会社富山第一銀行	2,130
株式会社三菱UFJ銀行	1,285
株式会社富山銀行	1,118
株式会社北國銀行	1,048

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　20,000,000株
② 発行済株式の総数　9,255,926株
③ 株主数　14,466名
④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	1,388,440株	16.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	644,100	7.71
アルビス共栄会持株会	419,000	5.01
株式会社北陸銀行	250,000	2.99
カナカン株式会社	215,000	2.57
アルビス社員持株会	193,438	2.32
株式会社日本アクセス	144,400	1.73
株式会社富山第一銀行	142,600	1.71
三菱食品株式会社	140,100	1.68
株式会社富山銀行	100,000	1.20
株式会社北日本新聞社	100,000	1.20

（注） 持株比率は自己株式（900,617株）を控除して計算しております。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主の皆様との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。内容の詳細につきましては、事業報告34頁「(3) 会社役員の状況　③取締役及び監査役の報酬等　ホ. 非金銭報酬の概要」に記載しております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,667株	2名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

⑥　その他株式に関する重要事項

自己株式の取得

当社は、2024年５月16日に公表した第四次中期経営計画における資本政策の一環として、株主への利益還元及び資本効率の向上を目的に、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく2025年２月14日開催の取締役会決議（取得期間は2025年２月17日から2026年２月16日までとし、上限取得株数300,000株、上限金額10億円とする。）に基づき、2025年４月１日から同年９月11日までの間、市場取引により、223,600株（発行済株式総数に対する割合は2.4%）の自己株式を総額670百万円で取得いたしました。なお、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得累計は、前事業年度取得分も含めて300,000株（発行済株式総数に対する割合は3.2%）・総額880百万円となりました。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	池田和男	社長 ㈱北陸シジシー取締役 ㈱アピア　代表取締役
取締役	吉原絹彦	常務執行役員　営業本部長
取締役	上野弘樹	常務執行役員　製造本部長 A＆S㈱取締役
取締役	加世多達也	―
取締役	松村篤樹	あおぞら経営㈱代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス㈱社外取締役監査等委員 北陸監査法人代表社員
常勤監査役	竹内公彦	㈱アルデジャパン監査役 アルビスクリーンサポート㈱監査役 ㈱アルビスファーム信州なかの監査役 A&S㈱監査役
監査役	山口敏彦	山口法律事務所代表 中越パルプ工業㈱社外取締役 ㈱グラスキューブ社外監査役
監査役	樋尾亜佐子	三菱商事㈱北海道支社食品産業・S.L.C.グループリーダー

(注) 1. 取締役加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口敏彦氏及び樋尾亜佐子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役加世多達也氏は、経営者として会社経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として企業会計の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役加世多達也氏、取締役松村篤樹氏及び監査役山口敏彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 取締役吉原絹彦氏は、2026年６月開催予定の第59回定時株主総会にて任期満了により退任する予定であります。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等
イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等
（イ）方針の決定方法等
当社は、2025年５月９日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当該決定方針の内容についてあらかじめ人事報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

（ロ）方針の内容の概要
ⅰ．基本方針
当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与、中期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下、「PSU」という。）、長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（以下、「RS」という。）とで構成する。
※PSU及びRSは非金銭報酬（株式報酬）である。
社外取締役の報酬等は、役割を鑑みて固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とする。

ⅱ．取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
（ⅰ）基本報酬
月例の金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の財務状況などを考慮し決定する。

（ⅱ）賞与

金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の業績に加え、単年度の業績目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、業績予想の達成状況等を考慮し決定する。なお、賞与の決定時期は、概ね、当社の決算短信の承認に係る取締役会の決議後とする。

（ⅲ）PSU

譲渡制限を付した現物株とし、役員内規において役位別に定めるPSU株式交付数を基準に、中期経営計画目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、中期経営計画で掲げた重要業績指標等の達成状況などを考慮し決定する。PSUの割当時期は、中期経営計画終了翌年度の定時株主総会後、当社の株式報酬発行の承認に係る取締役会の決議後とする。

（ⅳ）RS

譲渡制限を付した現物株とし、役員内規において役位別に定める交付株数を基準に、会社の財務状況などを考慮し決定する。RSの割当時期は毎年の定時株主総会後、当社の株式報酬発行の承認に係る取締役会の決議後とする。

ⅲ．取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の基準となる報酬割合は固定報酬70％、変動報酬30％とする。なお、変動報酬の内訳は賞与：PSU：RS＝２：１：１とする。

社外取締役は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とする。

報酬水準及び報酬構成比率は、当社の経営環境、世間の状況その他の事情を勘案し、適宜、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

ⅳ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

（ⅰ）取締役の個人別の基本報酬及び賞与の金額、PSU及びRSの割当金額は人事報酬諮問委員会が決定するものとし、人事報酬諮問委員会の委員を務める取締役及び監査役は、取締役会の決議に基づき、当該決定についての委任を受けるものとする。

（ⅱ）（ⅰ）の権限が適切に行使されるよう、人事報酬諮問委員会は、その委員の過半数を独立社外役員をもって構成し、委員長は独立社外役員から選定するものとする。また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたって、委員である独立社外役員は、各取締役に対して面談を含む活動成果の評価を行うものとし、人事報酬諮問委員会は、上記の評価の結果を踏まえ、当該決定を行うものとする。

（ハ）個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役会は、（ロ）に記載した決定方針のもとで決定された取締役の個人別の報酬等について、その決定の委任を受けた人事報酬諮問委員会の決定方法が、取締役会で決議された当該決定方針と整合していることを確認し、また、取締役の個人別の報酬等の決定理由の概要について、人事報酬諮問委員会より報告を受け当該理由を確認していることから、当該報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．個人別の報酬等の内容の委任に関する事項

（イ）決定方針における委任に関する事項

・委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当

取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する委任を受けた人事報酬諮問委員会の委員は、社長及び独立社外役員で構成され、その委員長は独立社外役員から選任されております。委員の氏名等は次のとおりです。

委員長　　加世多　達　也（独立社外取締役）
委員　　池　田　和　男（代表取締役社長）
委員　　松　村　篤　樹（独立社外取締役）
委員　　山　口　敏　彦（独立社外監査役）

・委任された権限の内容

イ．（ロ）ⅳ（ⅰ）に記載のとおりであります。

・権限を委任した理由

委員の過半数が独立社外役員で構成され、独立社外役員が委員長を務める人事報酬諮問委員会において個人別の報酬等を審議し決定することにより、報酬決定手続きの客観性・透明性をより確保できるものと判断したためであります。

・権限が適切に行使されるようにするための措置

イ．（ロ）ⅳ（ⅱ）に記載のとおりであります。

ハ．監査役の報酬等の決定に関する方針

監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の限度額内で、監査役の協議によって決定することとしております。

二．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	変動報酬			
		基本報酬	賞与（業績連動報酬等）	非金銭報酬等（業績連動型譲渡制限付株式報酬）（PSU）	非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）（RS）	
取締役（うち社外取締役）	35,444（8,000）	25,200（7,200）	3,410（800）	1,836（－）	4,997（－）	5（2）
監査役（うち社外監査役）	25,366（8,000）	22,566（7,200）	2,800（800）	－（－）	－（－）	3（2）
合計（うち社外役員）	60,810（16,000）	47,766（14,400）	6,210（1,600）	1,836（－）	4,997（－）	8（4）

（注）1．取締役の支給額には、執行役員の報酬及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2017年６月22日開催の第50回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名です。
3．2023年６月23日開催の第56回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役（以下、本項において「対象取締役」という。）に対して、上記（注）2の報酬等の額の範囲内で、対象取締役に対するRSに関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額15,000千円以内として、また、PSUに関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（連続する３事業年度）につき45,000千円以内として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、５名（うち、社外取締役２名）です。
4．監査役の報酬限度額は、1999年６月29日開催の第32回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。
5．上記の報酬等の総額には、以下の金額が含まれています。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入6,210千円（取締役５名に対し3,410千円（うち社外取締役２名に対し800千円）、監査役３名に対し2,800千円（うち社外監査役２名に対し800千円））。
6．業績連動型譲渡制限付株式報酬（PSU）は第四次中期経営計画期間（2024年度～2026年度）を評価期間とするものであり、そのため当事業年度における業績指標の実績はありません。PSUに係る上記の金額は、当事業年度中に費用計上した額であります。

7. 役員報酬体系及びインセンティブ報酬の仕組みの概要

報酬の種類			報酬割合(取締役)	業績評価指標	概要及び業績連動報酬に係る指標の選定理由
固定	基本報酬		70%程度	―	役位別に定める金額を基準に、取締役及び監査役に対し毎月支給します。
変動	短期	業績連動賞与（取締役）	15%程度	①連結経常利益 ②親会社株主に帰属する当期純利益	年１回、取締役に対して支給します。 取締役の賞与は、経営活動全般の利益を表し、取締役の貢献度を測る指標として左記①を、事業年度の最終の期間損益であり、業務執行の成果を測る指標として左記②の指標を選定しています。 役位別の基準額に、業績評価指標の達成度に応じた評価係数（代表取締役以外は個人評価も反映）を乗じて算定します。 なお、当事業年度における左記①及び②の実績は、「1.企業集団の現況（2）企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
		賞与（監査役）	―	―	監査役の賞与は、年１回、役位ごとに定めた賞与基準額等を踏まえて算定した額を支給します。
変動	中期	業績連動型譲渡制限付株式報酬（PSU）	7.5%程度	財務指標：90% ・連結売上高 ・連結経常利益 ・ＲＯＥ 非財務指標：10% ・女性管理職数 ・従業員満足度 ・食品廃棄リサイクル率 ・ＧＨＧ排出量	第四次中期経営計画の目標達成を促すため、同計画の重要指標をKPIとして選定しています。 業績評価指標の達成度に応じた0%～200%の支給割合を決定し、対象取締役に対し、同計画期間終了翌年度の定時株主総会後に譲渡制限付株式を交付します。
変動	長期	譲渡制限付株式報酬（RS）	7.5%程度	―	株価変動のメリット・リスクを株主と共有し、企業価値向上への意欲を高めるため、対象取締役に対し、役位に応じた一定数の譲渡制限付株式を毎年交付します。

（注）１．上記各報酬は、人事報酬諮問委員会に諮り答申を経たうえで、取締役会（監査役の報酬については監査役の協議）で決定しております。
２．PSU及びRSの概要は、「ホ．非金銭報酬の概要」に記載のとおりです。

ホ．非金銭報酬の概要

当社は、2023年６月23日開催の第56回定時株主総会決議により、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象に、報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にすべく、株式報酬としてPSUとRSを導入しています。

項目	PSU	RS
業績評価期間（対象期間）	連続する3事業年度（中期経営計画期間と連動）	－
株式報酬枠	各対象期間につき45百万円以内	年額15百万円以内
割り当てる株式の総数	各対象期間につき45,000株以内	年15,000株以内
交付要件	①対象期間中の地位の継続勤務、②一定の非違行為がないこと、③その他取締役会が定める要件を充足すること	－
払込み金額	同株式の割当てに係る取締役会決議日の前営業日における東証終値を基礎とし、対象取締役に特に有利とならない範囲で決定する	同株式の割当てに係る取締役会決議日の前営業日における東証終値を基礎とし、対象取締役に特に有利とならない範囲で決定する
譲渡制限期間	株式の交付日から、当社の取締役または執行役員を退任する日まで	株式の交付日から、当社の取締役または執行役員を退任する日まで
譲渡制限の解除の条件	譲渡制限期間が満了した時点をもって、割当てを受けた株式の全部につき譲渡制限を解除する	割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間開始後最初に到来する定時株主総会の日まで継続して当社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件に、期間満了時に譲渡制限を解除する
当社による無償取得	取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合、当社は割当てを受けた株式を当然に無償取得する	取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合、または解除の条件を満たさない場合、当社は割当てを受けた株式を当然に無償取得する

（注）１．当社は、上記と同様のPSU及びRSを、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても割り当てております。

２．PSU及びRSの詳細は、当社ホームページに記載の2023年６月23日開催の第56回定時株主総会招集ご通知をご参照ください（https://www.albis.co.jp/ir/soukai.html）。

【株式報酬交付スケジュール】

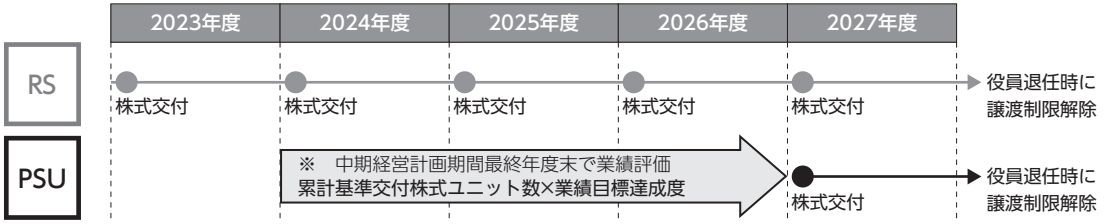

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地　位	氏　　名	兼職する法人等	兼　職　の　内　容
取締役	加世多　達　也	—	—
取締役	松　村　篤　樹	あおぞら経営㈱ あおぞら経営税理士法人 トナミホールディングス㈱ 北陸監査法人	代表取締役 代表社員 社外取締役監査等委員 代表社員
監査役	山　口　敏　彦	山口法律事務所 中越パルプ工業㈱ ㈱グラスキューブ	代表 社外取締役 社外監査役
監査役	樋　尾　亜佐子	三菱商事㈱	北海道支社食品産業・S.L.C. グループリーダー

（注）　社外監査役樋尾亜佐子氏が兼職している三菱商事㈱は、当社の主要株主であります。その他、各社外役員の兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　加世多達也	17回	100%	—	—
取締役　松村篤樹	17	100	—	—
監査役　山口敏彦	17	100	14回	100%
監査役　樋尾亜佐子	17	100	14	100

・社外取締役の発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役加世多達也氏は、金融・不動産分野における経営に携わった経験から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

・社外監査役の発言状況

監査役山口敏彦氏は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

監査役樋尾亜佐子氏は、販促事業やデジタルマーケティング分野に精通しており、豊富な経験と幅広い知識から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役並びに社外監査役とも、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める金額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　　　EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から提出いただいた監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等について、社内関係部署からの報告や前事業年度の職務執行状況等を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、事業展開等のために必要な内部留保を確保しつつ、業績を勘案した安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき35円とさせていただきます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は１株につき70円となります。

(注)本事業報告の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**16,472**	**流動負債**	**14,472**
現金及び預金	8,519	買掛金	5,689
売掛金	2,567	1年内返済予定の長期借入金	3,248
商品	2,763	リース債務	460
原材料及び貯蔵品	308	未払法人税等	375
その他	2,451	賞与引当金	641
貸倒引当金	△137	役員賞与引当金	16
固定資産	**42,076**	その他	4,040
有形固定資産	**35,751**	**固定負債**	**11,091**
建物及び構築物	20,227	長期借入金	8,390
機械装置及び運搬具	813	リース債務	1,039
土地	12,181	受入敷金保証金	724
リース資産	1,440	資産除去債務	895
その他	1,088	その他	41
無形固定資産	**946**	**負債合計**	**25,564**
その他	946	**純資産の部**	
投資その他の資産	**5,377**	**株主資本**	**32,155**
投資有価証券	1,810	**資本金**	**4,908**
敷金及び保証金	3,329	**資本剰余金**	**5,634**
繰延税金資産	31	**利益剰余金**	**23,946**
その他	362	**自己株式**	**△2,333**
貸倒引当金	△155	**その他の包括利益累計額**	**828**
		その他有価証券評価差額金	**828**
		純資産合計	**32,984**
資産合計	**58,548**	**負債純資産合計**	**58,548**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**99,850**
売上原価		**69,458**
売上総利益		**30,392**
不動産賃貸収入		**1,101**
営業総利益		**31,494**
販売費及び一般管理費		29,338
営業利益		**2,155**
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	24	
受取手数料	49	
受取家賃	61	
協賛金収入	45	
出向者負担金受入額	50	
その他	158	420
営業外費用		
支払利息	101	
出向者給与	49	
その他	8	158
経常利益		**2,417**
特別利益		
投資有価証券売却益	8	8
特別損失		
固定資産除却損	358	
投資有価証券評価損	1	
減損損失	9	369
税金等調整前当期純利益		**2,056**
法人税、住民税及び事業税	639	
法人税等調整額	91	731
当期純利益		1,324
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,324**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年４月１日　残高	4,908	5,633	23,174	△1,669	32,047
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△592		△592
親会社株主に帰属する当期純利益			1,324		1,324
自己株式の取得				△670	△670
自己株式の処分		1		5	7
合併による増加			39		39
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計		1	771	△664	108
2026年３月31日　残高	4,908	5,634	23,946	△2,333	32,155

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2025年４月１日　残高	275	275	32,322
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△592
親会社株主に帰属する当期純利益			1,324
自己株式の取得			△670
自己株式の処分			7
合併による増加			39
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	552	552	552
連結会計年度中の変動額合計	552	552	661
2026年３月31日　残高	828	828	32,984

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

アルビス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　藝　眞　博

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　足　幸　男

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、アルビス株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルビス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

アルビス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　藝　眞　博

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　足　幸　男

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アルビス株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第５９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第５９期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月15日

アルビス株式会社　監査役会

常勤監査役　竹　内　公　彦　㊞
監査役　　山　口　敏　彦　㊞
監査役　　樋　尾　亜佐子　㊞

(注)　監査役山口敏彦及び監査役樋尾亜佐子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主優待のご案内

コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
株主優待品	アルビスCGC商品券	北陸地方名産品ギフト ㈱氷見うどん高岡屋本舗 「氷見糸うどん」	北陸地方名産品ギフト 日の出屋製菓産業㈱ 「しろえび紀行」	アルビスプライベートブランド 「アルビスのこだわり商品セット」
ご所有株式数 100株以上	1,000円 (1,000円券×1枚)	1,000円相当	1,000円相当	1,000円相当
ご所有株式数 400株以上	3,000円 (1,000円券×3枚)	2,000円相当	2,000円相当	2,000円相当
ご所有株式数 600株以上	4,000円 (1,000円券×4枚)	3,000円相当	3,000円相当	3,000円相当
ご所有株式数 1,000株以上	7,000円 (1,000円券×7枚)	5,000円相当	5,000円相当	5,000円相当
1年以上継続 保有の株主様	プラス　1,000円券1枚贈呈	プラス　1,000円相当の 「氷見糸うどん」を贈呈	プラス　1,000円相当の 「しろえび紀行」を贈呈	プラス　1,000円相当の 「昆布などのセット」を贈呈

※　申込書のコースに丸がないものは、「Dコース」を贈呈させていただきます。

申込期限：2026年7月15日(水)　必着

継続保有株主優遇制度

当社株式を1年以上継続して100株以上保有(株主名簿に連続3回以上同一株主番号で記載)の株主様を対象に、3月末日及び9月末日を基準日として年2回株主優待を追加贈呈いたします。

アルビス ホームページ・公式アプリのご案内

アルビスに関する情報はホームページ・公式アプリでもご覧になれます。
IR情報やニュースリリースから、環境保全・社会貢献活動、お得なショッピング情報まで、アルビスのすべてがわかるホームページ・公式アプリです。ぜひご利用ください。

ホームページ

https://www.albis.co.jp/ir/

公式アプリ

ダウンロード
QRコード

TOPICS ❶ 街なか戦略店舗

2025年
8月
オープン

アルビスくらすSOGAWA

富山市の中心市街地「総曲輪」の商業施設「SOGAWA BASE」の1階に、街なか戦略店舗『アルビスくらすSOGAWA』をオープンしました。売場面積が約100坪の当社で最小の店舗であり、周辺にマンションや事業所などが多い商圏環境に対応するため、アルビスの標準店舗とは異なる店づくりにチャレンジしています。

商圏特徴に合わせた品揃え

店舗周辺の事業所の昼食需要や、近隣の単身・少人数世帯の需要に対応するため、惣菜や弁当などの即食商品を充実させています。

スピーディーなお買い物の実現

狭い売場面積を効率的に活用するため、フルセルフレジのみのレジ対応としています。買い物がスピーディーに済ませられるとお客さまからもご好評をいただいています。

ご高齢の方にやさしい店づくり

狭い店内でご高齢の方でもお買い物しやすいよう、天吊りだけでなく床面にも売場の通路案内を貼り付けています。

TOPICS ❷ 地域・社会課題への取組み

地域のライフラインとしての重要性が高まっていることから、地域の活性化に向けた活動に取り組んでいます。身近に感じていただけるスーパーマーケットを目指し、地域との連携活動を推進していきます。

自治体との連携推進

石川県野々市市と包括連携協定を締結しました。「健康増進」「子育て支援」「防災、安心・安全なまちづくり」「チャレンジ支援・働き方改革・雇用」に関することなどを中心に、全６分野について官民協働の取組みを推進しながら、地域の活性化に取組んでいきます。

堆肥型生ごみ処理機の導入

店舗の生ごみ排出量削減とリサイクル率向上のため、堆肥型の生ごみ処理機を４店舗で導入しました。
発酵した堆肥は有機肥料として、今後農作物の栽培に使用し、収穫した農作物は店舗で販売する予定です。

能登半島地震被災地の子ども食堂へ寄付

能登半島地震発生直後より、売上金の一部を寄付する「能登半島地震復興応援企画」を継続して実施しています。被災地の復興支援に加え、被災地で活動する子ども食堂約50団体に1,000万円を運営資金として寄付しました。

認知症の人にやさしい店づくり

認知症の方が「住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられる」ため、認知症の人にやさしい店づくりに取り組んでいます。高齢者とその家族を対象に、富山大学の医学部学生と共同で開催した「お買物サポートイベント」では、買い物に付き添い、買い物の際のお困りごとの把握に取り組みました。
また、社内で認知症サポーターの取得を推進し、合計1,570名（2026年3月末現在）が取得をしています。

株主総会会場ご案内図

会　場

ＡＮＡクラウンプラザホテル富山
3階　「鳳」の間
富山市大手町2番3号
電話(076)495－1111㈹

交　通

- ＪＲ富山駅から城址大通りを徒歩約15分
- 富山地鉄バス　富山駅バスターミナルで乗車、「城址公園前」下車すぐ
- 富山空港から、車で約20分または富山地鉄バス　富山駅前行乗車「総曲輪」下車すぐ
- 北陸自動車道　富山インターから、富山駅方向へ車で約15分
- 富山地鉄　市内電車　環状線「富山駅」で乗車「国際会議場前」下車すぐ

当会場には専用駐車場の用意がございませんのでご注意ください。

会場変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト(https://www.albis.co.jp/)にてお知らせします。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
定時株主総会の基準日	毎年3月31日（その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日）
配当基準日	毎年3月31日及び毎年9月30日

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告　https://www.albis.co.jp/ir/index.html (ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。)

※住所変更・単元未満株式の買取のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

※未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

アルビス株式会社
〒939-0402 富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

VEGETABLE OIL INK
FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915